

特例屋外広告業変更届出書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

船橋市長 あて

住所 千葉県船橋市湊町2-10-25

届出者氏名 株式会社船橋
代表取締役 船橋 花子

電話番号 012-345-6789

船橋市屋外広告物条例第31条の5第3項後段の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

登録番号	船橋市特例屋外広告業第 〇〇 号		
登録年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日 ※特例屋外広告業登録通知書記載の登録年月日		
フリガナ 氏名 生年月日	カブシキガイシャフナバシ 株式会社船橋 代表取締役 フナバシ ハナコ 船橋 花子 生年月日：昭和〇〇年〇〇月〇〇日 ※代表者の生年月日であり、会社の設立日ではございません		
住所	〒273-8501 千葉県船橋市湊町2-10-25 電話番号 012-345-6789		
変更に係る事項	変更前	変更後	変更年月日
・千葉県屋外広告業 登録有効期間※1	平成〇〇年〇〇月〇〇日 (※現在の有効期間満了日)	令和△△年〇〇月〇〇日 (※今回の有効期間満了日)	令和××年□□月◇◇日 (※千葉県の屋外広告業更新登録通知書の通知日 通知書右上記載の日付)
・代表者※2	船橋 太郎	船橋 花子	令和××年□□月◇◇日(変更になった日)
・業務主任者※2、3	船橋 一郎	船橋 次郎	令和××年□□月◇◇日(変更になった日)

【その他の変更に係る事項※2】

- ・氏名（法人にあっては名称）、住所
- ・営業所の名称、所在地
- ・業務主任者の所属する営業所の名称

- ※1 千葉県からの屋外広告業更新登録通知書の写しを添付してください。
- ※2 千葉県から返送された屋外広告業登録事項変更届出書の写しを添付してください。
- ※3 新たに業務主任者に選任された方の資格書（屋外広告士、屋外広告物講習会修了書など）の写しを添付してください。